

新型コロナウイルス感染症に係わるワクチンの接種について（情報提供）

医療従事者等の新型コロナウイルス感染症に係わるワクチン優先接種について、現時点での歯科技工士に係わる情報をお知らせいたします。

- 今回の接種は、予防接種法の臨時接種の特例として実施されます。
- よって、接種は、国の指示のもと、都道府県の協力により、市町村において実施されます。
- 接種順位は、当面、確保できるワクチンの量に限りがあることから、接種目的に照らして、
 - ①新型コロナウイルス感染症患者（新型コロナウイルス感染症疑い患者を含む）に直接医療を提供する施設の医療従事者等（約1万人の先行接種及び約400万人の優先接種）
 - ②高齢者及び基礎疾患有する者
 - ③上記以外の者については、上記の者への接種の状況を踏まえ、地方自治体からあらかじめ接種券等の配布があり、接種を希望する者は医療機関に予約し、順次接種を行うことになります。

●現時点の歯科技工士に係わる概要は、下記のとおりです。

- (1) 医療職は様々あることから、同じ職種でも新型コロナウイルス感染症患者（以下、「患者」という。）との接触の頻度は医療機関ごとに異なるため、職種で一律に区切るのではなく、患者と頻繁に接するかどうかという実態の観点で区切る。
- (2) 歯科医療機関に勤務しており、かつ、業務として患者に頻繁に接するのであれば、優先接種の対象になり、委託業者（歯科技工所に勤務する歯科技工士）であっても、歯科医療機関で業務として患者に頻繁に接すると歯科医療機関が判断すれば対象となる。
※優先接種の希望有無、対象者は歯科医療機関が決めて申請することになります。
- (3) 逆に、歯科医療機関に勤務・出入りしていても、患者とほとんど接しないのであれば、優先接種の対象にならない。

- このことから、まず、歯科医療機関が優先接種を希望するかどうかにもよりますが、仮に、優先接種を希望する場合は、その医療機関の判断によりますので、ご相談することが必要です。

いずれにいたしましても、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大の中で、当面限られたワクチンの接種となりますので、私たち歯科技工士も医療に関わる職種として、趣旨を汲み取り、節度のある対応をしなければなりません。

引き続き、必要な歯科技工士に対する優先接種については、厚生労働省に要望していますので、新たな情報がありましたら改めてお知らせいたします。皆さんのご理解とご協力を願いいたします。